

個人会員化に関する説明資料

特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員連絡協議会
平成 22 年 5 月 12 日現在

1 静岡県介護支援専門員連絡協議会、会員、個人会員化について

静岡県介護支援専門員連絡協議会（以下「県協議会」）は、介護保険制度等の適正な運営に寄与することを目的に平成 12 年 10 月に任意団体として設立され、平成 18 年 4 月には特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」）に移行しました。

県協議会では、介護支援専門員の資質の向上を図るための専門研修等の法定研修・各種研修をはじめ、相談事業、情報提供・広報事業、県等への要望活動等県レベルでの活動を行っています。

会員は、発足当時から県内各地域の介護支援専門員等の組織（以下「地域組織」）とし、現在 30 の地域組織が会員となっています。

個人会員化とは、介護支援専門員等の個人も県協議会の会員になっていただくことです。

2 個人会員化の趣旨について

県協議会は、実質的には介護支援専門員を主体にする職能団体でありながらも、介護支援専門員はその直接的な会員となっていません。このような職能団体の形態は、他府県では全く例が見られない異質なものであり、発足時の過渡的なものと理解しています。

このようなことや県協議会が発足後 10 年余を経過していることを踏まえ、また介護支援専門員のステータスを高める趣旨にも鑑み、介護支援専門員等の個人も会員とする組織形態に移行し、新しいステップとして県レベルの職能団体の役割を担っていくことが個人会員化の趣旨であります。

3 個人会員化になった場合の加入、会費、事業等について

- 各地域組織に加入されている方は、県協議会にも加入していただきたいと思いますが、強制的なものではありません。日本介護支援専門員協会の加入も同様です。
- 現在の地域組織と県協議会の関係は、引き続き対等な立場で密接な協力関係を築くことが不可欠です。具体的な位置付け等は今後検討します。
- 個人会員には、年会費を納付していただきますが金額は未定です。他府県協議会の年会費も参考に決められますが、他府県では多くが 2,000 円～4000 円程度となっています。
- 入会金の有無は検討中です。納付していただく場合は 1000 円程度だろうと思います。
- 年会費等の納付方法は、県協議会への直接納付を原則に具体的な方法は今後検討します。
- 県協議会の活動、事業等は、現行のものに加え会員の加入メリットに繋がるような新たな事業等を皆さんのご意見、提案等を参考に検討します。

4 今後の個人会員化のスケジュールについて

次のスケジュールに沿って進めます。

ア 各会員組織等から個人会員化の是非に関する意見聴取

イ ※個人会員化の意見が多数の場合

第 1 回臨時総会を平成 22 年 7 月～8 月に開催し、個人会員化を正式決定し、個人会員化基本案（個人会員化の移行時期、年会費の額、納付方法等）を決めていただきます。

ウ 第 2 回臨時総会を平成 22 年 10 月～11 月に開催し、定款の改正（必要ならば）などを行っていただきます。

エ 第 2 回臨時総会以降平成 23 年 3 月までに、個人会員化の周知（周知パンフレット等を作成予定）と加入手続きなどを行います。

オ 平成 23 年 4 月 1 日から個人会員化に移行した新たな県協議会としてスタートします。